

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(Ⅲ-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b> 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと(施策目標Ⅲ-3-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		<b>担当 部局名</b> 労働基準局補償課 労災管理課 政策統括官(統計・情報政策担当)	<b>作成責任者名</b> 補償課長 西村 斗利 労災管理課長 山田 敏充 統計管理官(雇用・賃金福祉統計担当) 瀧原 章夫 賃金福祉統計官 角井 伸一							
<b>施策の概要</b> 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第1条(目的)により、労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うこととされている。										
<b>施策実現のための背景・課題</b>	1 労災保険給付の新規受給者数については、依然として60万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、労災請求件数は2,600件台に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。									
<b>各課題に対応した達成目標</b>		<b>達成目標/課題との対応関係</b>		<b>達成目標の設定理由</b>						
目標1 (課題1)		労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮		被災労働者等の迅速な保護を実現するためには、保険給付の請求から決定までの期間を短縮する必要があるため。						
<b>達成目標1について</b>										
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット)</b> ※数字に○を付した指標は主要な指標		<b>基準値</b> 基準年度	<b>目標値</b> 目標年度	<b>年度ごとの目標値</b> 年度ごとの実績値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度		<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>				
1	労災保険給付の請求から決定までの所要日数(アウトプット)	17日 平成28年度	17日 令和3年度	前年度(17日)以下 17日	前年度(17日)以下 17日	前年度(17日)以下 18日	前年度(18日)以下 /	17日 /	労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、目標処理日数を前年度以下とすることとした。なお、労災保険給付に係る標準処理期間は最短で1か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。(参考)平成27年:17日、平成28年:17日	
2	精神障害事案の請求から決定までの所要日数(アウトプット)	216日 平成28年度	215日 令和3年度	215日 216日	215日 219日	215日 239日	215日 /	215日 /	労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(精神障害事案)について、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、令和3年度の目標処理日数を平成28年度実績(216日)より少ない日数(215日)とすることとした。なお、精神障害事案に係る標準処理期間は8か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。(参考)平成27年:217日、平成28年:216日	
<b>達成手段1</b>		<b>予算額(執行額)</b> 平成30年度 令和元年度	<b>令和2年度 予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b>				<b>令和2年行政事業レビュー事業番号</b>	
(1)	労災保険給付に必要な経費(昭和22年度)	764,906百万円 (746,098百万円)	774,734百万円 (755,565百万円)	773,583百万円	1, 2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。				449
(2)	職務上年金給付等交付金に必要な経費(平成21年度)	5,408百万円 (5,408百万円)	5,800百万円 (5,800百万円)	5,381百万円	-	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日に労災保険に統合されたが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行っている。また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。				450
(3)	労災保険給付業務に必要な経費(昭和31年度)※(4)~(7)を除く	25,207百万円 (23,175百万円)	27,136百万円 (24,518百万円)	28,248百万円	1, 2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な業務(業務上外の認定のための調査等、労働基準行政システムの賃貸借等)を行う。				451
(4)	労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費(平成28年度)	359百万円 (213百万円)	511百万円 (362百万円)	363百万円	1, 2	労働基準行政に係る電話相談業務に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数の多い対象労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応する。				448
(5)	労働災害動向調査費(昭和27年度)	16百万円 (14百万円)	17百万円 (14百万円)	18百万円	-	・事業所調査 30人以上(製造業のうち特定の産業については10~29人を含む)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 ・総合工事業調査 総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため半期ごとに調査し、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。				452
(6)	労働安全衛生調査費(昭和41年度)	17百万円 (12百万円)	15百万円 (11百万円)	18百万円	-	無作為に抽出した10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の安全衛生に対する意識の実態を把握するため、調査票を送付する。事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。				453
(7)	労働行政情報化推進費(平成29年度~令和元年度)	114百万円 (25百万円)	72百万円 (1百万円)	-	-	労災保険の財政収支の維持改善に資するため、毎月勤労統計調査の回収率向上に必要な事業を実施する(労災保険の休業(補償)給付等の額に影響を与える毎月勤労統計調査結果の精度向上を図る。) ・調査対象事業所への説明対応 調査方法の見直し(調査対象事業所の一部を毎年入れ替えるローテーション方式に変更)による回収率の低下を防ぐための事業所説明会等を実施。 ・回収率の向上対応 統計調査員による大規模事業所(事業所規模30人以上)訪問及びオンライン化指導員によるオンライン化の普及・促進を実施。				-

施策の予算額(執行額)(千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	平成30年度
	796,026,874(774,974,166)	808,284,854 (786,270,705)	807,489,135		
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	-	-	-		